

グループホーム リバーサイド長久苑運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長久会が設置するグループホームリバーサイド長久苑（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援2・要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、通知および大分市条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。
 - 3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 5 親切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 7 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 グループホーム リバーサイド長久苑
 - 二 所在地 大分市南津留91番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- 一 所長 1名（兼務）
事業所の管理運営の統括管理
 - 二 管理者 1名以上
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
 - 三 介護職員 常勤換算法で8名以上
介護職員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
 - 四 計画作成担当者 共同生活住居ごとに1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第 5条 事業所の利用定員は、18名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第 6条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等日常生活上の介護
- 二 日常生活動作（共同作業）による機能訓練
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 相談、援助
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第 7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一 食材料費 1日 1,445円
- 二 居室料 1日 1,690円
- 三 光熱水費 1日 356円
- 四 理美容代 利用料金は理・美容師の請求する額
- 五 おむつ代 要した費用の実費
- 六 教養娯楽費 要した費用の実費
- 七 個別電気代 1品 1日 50円
- 八 各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活において必要な諸費用や、その利用者が負担することが適当と認められる費用の実費。

(入居に当たっての留意事項)

第 8条 利用者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 二 面会・外出・外泊は、事業所が別に定める事項を遵守すること。
- 三 建物・設備を本来の用途に従って使用すること。
- 四 ホームの職員や他の入所者に対し、けんかや口論、騒音、泥酔等迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動、刃物や火気類等危険物の持ち込みはしてはならない。
- 五 定められた場所及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 持込む所持品や荷物については、事業所が別に定める事項を遵守すること。

(非常災害対策)

- 第 9 条 事業所は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画に定める火災、震災その他の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難訓練その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、非常災害時に大分市消防署及び大分市へ速やかに通報できる体制を確保するとともに、緊急時に協力が求められるように日頃から地元自治会との十分なコミュニケーションを図る。
 - 3 事業所は、非常災害時に利用者の最低でも 3 日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

- 第 10 条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置や、第三者委員を選任する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供するサービス等に関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止)

- 第 11 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、所長を責任者とし、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、従業員の相談や報告を随時受け対応する。
 - (5) 事業所は従業者等に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施するものとする。
 - (6) 従業者が高齢者虐待等を把握した場合は、速やかに担当者へ報告し市町村へ通報する。
 - (7) 虐待等が発生した場合は、その発生原因等の分析を行うとともに再発防止に努め、効果を評価する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 2 回以上）実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（安全衛生委員会を兼ねるとともに、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に年2回以上実施する。

（職場におけるハラスメントの防止のための必要な措置）

第14条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (2) 相談への対応のための担当者と窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 この規程に定める事項その他運営に関する必要事項は所長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。